

## 令和6年度第1回生涯学習審議会会議抄録

日時：令和6年6月6日（木）13時30分～14時55分

場所：西宮市役所 4階442会議室

### ◆出席委員

服部会長※、立山副会長、濱本委員、多田委員、松村委員、山崎委員、本多委員※、清水委員、大岡委員、井下委員、野崎委員

### ◆行政出席者

長谷川産業文化局長、藤井教育次長※、上田産業文化局参与、秋山生涯学習部長、秦学校教育部長※、岡崎学校支援部長※、岡田地域学校協働課長※、後迫地域学校協働課 担当課長（放課後事業 併任 こども支援局 子育て支援部 育成センター課担当課長）※、小濱学校保健安全課長※、町田青少年育成課長（併任 こども支援局 青少年施策推進課長）※、俵谷文化財課長※、佐藤人権教育推進課長（併任 学校教育部参事）※、中西地域学習推進課長※、古川地域学習推進課担当課長（宮水学園等）※、玉田読書振興課長※、中尾読書振興課担当課長（図書館企画）※

### 【事務局】

長手生涯学習企画課長（併任 学校支援部参事）、狩野生涯学習企画課担当課長（図書館・越木岩センター）、鈴木生涯学習企画課係長、坂井生涯学習企画課係長、木村生涯学習企画課副主査※、田村生涯学習・地域づくりコーディネーター、奥河生涯学習・地域づくりコーディネーター

※Webex を介した出席

### ◆傍聴者

なし

### 署名委員

## ◆令和6年度第1回西宮市生涯学習審議会

事務局 定刻になりましたので、ただ今より「令和6年度 第1回 西宮市生涯学習審議会」を開会いたします。

当審議会の委員の任期は、「西宮市附属機関条例」第2条第3項により2年となっており、今回は任期の第1回目の会議でございます。

正副会長が選任されるまでは、私、生涯学習企画課長の長手が議事を進行させていただきます。

本日の審議会ご出席委員は、委員12名中、現在11名のご出席をいただいております。「附属機関条例」第3条第5項に定める、半数以上の出席を満たしておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

最初に、産業文化局長の長谷川よりご挨拶を申し上げます。

産業文化局長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

今期第3期の生涯学習審議会には、6名の委員の方が、新しくメンバーに加わっていただいておりますので、全委員の皆様に簡単に自己紹介として、2頁「資料1」の名簿順に所属とお名前のみをお願いしたいと思います。では、まず濱本委員よりお願いいたします。

各委員 (自己紹介)

事務局 ありがとうございます。

次に、事務局の紹介につきましては、時間の都合により、3頁「資料2」の「行政出席者名簿」により代えさせていただきます。

それでは、お手元にごございます次第に従いまして協議を進めてまいります。協議事項第1号の正副会長の選任についてです。

まず、「西宮市生涯学習審議会」は、西宮市の附属機関として設置しております。4頁の「資料3」をご覧ください。附属機関条例第3条第1項に、「会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める」とありますので、委員の皆様の中から互選により、正副会長の選出をお願いいたします。

はじめに、会長の選出についてですが、いかがでしょうか。

委員 会長は、服部委員をお願いしてはいかがでしょうか。

委員 (異議なし)

事務局 会長には、服部委員のご推薦をいただきました。

服部委員、いかがでしょうか。

委員 よろしく願いいたします。

事務局 では、服部委員、どうぞよろしく願いいたします。  
続きまして、副会長の選出については、いかがでしょうか。

委員 副会長は、立山委員をお願いしてはいかがでしょうか。

委員 (異議なし)

事務局 副会長には、立山委員のご推薦をいただきました。  
立山委員、いかがでしょうか。

委員 よろしく願いいたします。

事務局 では、立山委員、どうぞよろしく願いいたします。  
それでは、服部会長はオンラインでの出席ですのでそのまま、立山副会長にはお席を移動していただきます。  
改めて、会長・副会長よりご挨拶をお願いします。

会長 (ご挨拶)

副会長 (ご挨拶)

事務局 それでは、今後の議事進行は服部会長をお願いします。

会長 それでは、引き続き次第に従い議事を進めてまいります。今回の会議は公開となっておりますが、事務局、傍聴者はいますか。

事務局 ございません。

会長 次に、今年度、初めて委員になった方もおられますので、「生涯学習審議会」について事務局より説明をいただきたいと思います。

事務局 まず当審議会は、前身は「社会教育委員会議」として、社会教育に関する審議会的機能を果たしてきましたが、社会教育法に基づく制度であり、教育委員会に助言するなどのための職務に限定されてきました。このため、今後、全庁的に実施されている生涯学習施策の総合的な推進に関する事項について、市長からも教育委員会からも諮問を受け、意見を述べることができるよう、令和2年度に、地方自治法に基づく地方公共団体の附属機関へ移行しました。また、同じ令和2年度に教育委員会より審議会事務局である社会教育課を移管し、産業文化局に生涯学習部 生涯学習企画課を設置しました。  
次に、担当事務につきましてご説明いたします。4頁「資料3」をご参照くだ

さい。一番下の「附属機関条例」別表に当審議会の担当事務を、「生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する事項、社会教育法第 13 条に規定する社会教育に係る補助金の交付に関する事項及び同法第 17 条第 1 項各号に掲げる業務に関する事項の調査及び審議」とあります。この中の、社会教育法第 17 条にある社会教育委員の職務を簡単にまとめますと、「①社会教育に関する諸計画を立案する。②市長及び教育委員会に諮問に応じ、意見を述べる。③必要な研究調査を行う。」ということになります。

今後、委員の皆様には、市の様々な生涯学習施策をより良いものにしていただくために、各種研修会等へのご出席や、会議でご意見をいただきたいと考えております。

簡単ではございますが、「生涯学習審議会」についての説明を終わります。

会長

ありがとうございました。

では、協議事項第 2 号「第 3 期生涯学習審議会の審議内容・スケジュール(案)」について、事務局よりお願いします。

事務局

第 1 期生涯学習審議会では、1 年目には「西宮市生涯学習推進計画」についてご意見をいただき、2 年目には「SDGs を活用した学習プログラム」について企画提案をしていただきました。

第 2 期審議会では、「生涯学習・社会教育が社会に対して果たす役割を踏まえた、地域に根ざした公民館・図書館のあり方」について審議し、答申書を作成・ご提出いただきました。

令和 6 年から 7 年度の第 3 期審議会では、「西宮市生涯学習推進計画の中間見直しについて」審議を行う予定です。

生涯学習推進計画は、第 5 次総合計画の部門別計画として令和 3 年 3 月に策定しました。計画期間は、令和 3 年度～令和 12 年度までの 10 年間としており、令和 7 年度が中間の年度に当たるため、事業の進捗を確認するとともに現状及び課題の把握を行い、中間見直しを行う予定です。令和 6 年度に計画の見直しに必要な調査研究を行い、令和 7 年度に中間見直しについて審議を行います。

6 頁「資料 4」(3) の中間見直しスケジュール(案)をご覧ください。

まず本日は、後ほど、計画について簡単にご説明いたします。

また、秋頃に市政モニター調査として、市民に生涯学習についてのアンケートを実施する予定でしたが、調整の関係で 12 月～2 月頃にかけて実施いたします。市政モニターの調査内容につきましては、実施前に委員の皆様にも書面でご意見をお伺いする予定です。

併行して、庁内の生涯学習関連事業についても、調査をいたします。

調査研究の結果、計画の現状や課題を把握し、見直す点などを整理していく予定です。

会長

ありがとうございました。

それでは、「西宮市生涯学習推進計画」について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局

はじめに「生涯学習」とは、人の一生涯にわたる学習全体のことをいいます。これには、学校での教育に加え、文化、スポーツ、レクリエーション、ボランティアなどの多様な活動、企業で行われている研修活動なども含まれます。

本市の生涯学習推進計画は、生涯学習分野における基本的な考え方や、施策の方向性を総合的・部門横断的に定めたものであり、生涯学習に関連する施策・事業を行う全ての行政部門に関わる計画として位置づけ、計画推進の目標を、学びと活動が好循環する持続可能な地域づくりとしました。

「生涯学習推進計画」冊子の6頁をご覧ください。本市では『目指す将来像』を「学び つながり ささえあうまち ～文教住宅都市にしのみや～」としています。この計画では、市民一人ひとりが年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、これからの社会を生きる力を身につけることができ、また学んだ成果や学びを通じた人のつながりが様々な地域活動に還元され、誰もが安心してくらすことができるまちづくりにつなげていくことを目指します。

7頁をご覧ください。特に重視する考え方となる『2つの基本視点』として「学び・人づくり・つながりづくり・地域づくりの循環の促進」「学びを通じた持続可能なまちづくりの推進」を示しています。

14頁をご覧ください。目指す将来像の実現に向け、『4つの基本方針』として「①多様な学びの機会の提供」「②誰もが参加できる学びの環境づくり」「③つながりさせあう学習の促進」「④生涯学習を通じた地域づくり・まちづくり」を挙げ、それぞれに「現状と課題」「施策の方向」をまとめています。

最後に、44頁から45頁をご覧ください。本計画に先立ちまして、市では教育委員会より社会教育課を市長部局へ移管し、市長を中心とした全庁的な生涯学習推進体制を確立し、施策の推進に取り組んでおります。また、地域で活動する様々な市民の団体や、教育機関や民間事業者を含め、市民主体の協働のまちづくりに向けて効果的に機能する生涯学習支援体制の構築に取り組んでおります。

45頁中ほどの図にありますように、当審議会も生涯学習推進施策に対する提言を行うなど、重要な役割がございます。審議会での活発な意見交換をお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

それでは、協議事項第3号「関係機関への委員の派遣」に移ります。

まず、「阪神南地区社会教育委員協議会」及び「兵庫県社会教育委員協議会」についてです。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それぞれの協議会の日程につきましては、14頁の「資料7」をご参照ください。

2「阪神南地区社会教育委員協議会」は、芦屋・尼崎・西宮市の3市の社会教育委員・生涯学習審議会委員で構成された協議会で、今年度は西宮市が会長市となります。

本市からは会長及び会計を1名ずつ選任する必要があります。

事務局としましては、会長を服部会長、会計を立山副会長にお願いしたいと考

えております。

会長 今の事務局の案ですが、皆様いかがでしょうか。

委員 (承認)

会長 ありがとうございます。「阪神南地区社会教育委員協議会」の会長は、私、服部、会計は立山副会長とさせていただきます。

事務局 続きまして、「兵庫県社会教育委員協議会」の役員につきましては、「阪神南地区社会教育委員協議会」の会長市であります西宮市から理事1名が選出される予定です。理事につきましては、服部会長にお願いしたいと考えております。

会長 今の事務局の案ですが、皆さまいかがでしょうか。

委員 (承認)

会長 ありがとうございます。  
「兵庫県社会教育委員協議会」につきましては、私が理事をさせていただきます。

続きまして、「西宮市人権・同和教育協議会」への派遣についてです。これについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 同協議会は、あらゆる人権にかかわる課題の解決のための実践と啓発に取り組みされており、ご参加いただく社会教育部会は、年9回程度の学習会が開催されます。社会教育関係団体などからも参加されておりますので、当審議会からは公募委員の方をお願いしたいと考えております。令和6年度は、井下委員にお願いしたいと考えております。

会長 今の事務局の案ですが、皆様いかがでしょうか。

委員 (承認)

会長 井下委員、お引き受けいただけますでしょうか。

委員 よろしく願いいたします。

会長 それでは、「西宮市人権・同和教育協議会委員」には、井下委員を推薦させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ここまでで、何かご質問・ご意見はございますか。

委員 どの資料をご説明いただいているのかが少し分かりにくいので、少しゆっくり目のご説明をお願いできますでしょうか。

会長 申し訳ございません。委員の皆さまにはご理解いただいたうえで議論することが大事になりますので、資料などにつきましても、ご意見がありましたら途中も止めていただいても結構ですのでどうぞ仰ってください。ご意見をありがとうございます。

次に、協議事項第4号「西宮市立中央図書館移転整備基本構想 及び 基本計画」のパブリックコメントについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 別綴じにしております「資料5」をご覧ください。

現在の中央図書館（川添町：教育文化センター内）を民間主導の開発事業の実施に合わせて、阪神西宮駅北側エリアへ移転整備することが検討されています。そのため、令和5年度より「中央図書館移転整備基本構想及び基本計画（素案）」の策定に着手し、現在、6月25日までを期間として実施しているパブリックコメントを経て、8月下旬に計画公表を予定しています。委員の皆さまには、事前に送付資料をご覧くださいと思いますが、「資料5」中央図書館移転整備基本計画及び基本構想（素案）概要版について、簡単ですが事務局よりご説明させていただきます。

※「資料5」（計画概要版）に沿って、①はじめに、②阪神西宮駅北地区のまちづくり、③前提条件と課題、④新中央図書館の理念と役割、⑤新中央図書館の新たな取組、⑥蔵書規模・施設整備計画、⑦整備スケジュール、⑧市民と共に創る新中央図書館 について説明。

次に、本計画についてのご意見やご質問を意見確認書として事前に頂戴しておりますので、お手元の資料に沿って事務局の考えなどをご説明いたします。

本日お配りしました「追加配布資料1」をご覧ください。

①「電子書籍やオンラインコンテンツなど、本ではない電子メディアへのアクセスや視聴環境はどの程度整備される予定なのか。」のご質問について回答いたします。

新中央図書館内での電子メディアへのアクセスや視聴環境の整備については、現時点では未定ですが、市立図書館における電子図書館サービスの導入については、次のように考えています。

電子図書館サービスは、来館が困難な方に対してもサービスの提供が可能であるほか、文字の拡大や読み上げ機能が利用できるなど、市民の多様な読書活動を支える手段としても有効であると考えていますが、現在は利用できる図書に限られており、1冊当たりの平均単価が紙の本に対して2倍以上と割高なことなどから、費用対効果の面で導入を見送っているところです。引き続き、今後のサービスの動向を見ながら、導入の検討をしていきます。

②「ユースカルチャーラウンジは非常に良いアイデアである。西宮市には尼崎ユース交流センター (<https://youthconso.jp/>) のような中高生の集える場がないことを考えると、戦略的にユースセンター的機能を図書館内で果たし、西宮北口図書館との役割分担を明確にすることが望ましいと考える。公共施設再編の中で、新中央図書館においてどの程度ユースセンター的機能を担うことを想定しているのか。あるいは近辺の別施設でそのような運用が想定され、連携して動いていくような予定はあるのか。」のご質問について回答いたします。

ユースカルチャーラウンジ（仮）については、具体的なスペースの活用方法の検討やどのような取組が求められているのかなど、ユースカルチャーラウンジのあり方について、夏休みの3日間を利用して、公募した大学生・高校生と一緒に考えていく機会を持つ予定です。その中で、尼崎ユース交流センターの訪問も予定しています。

図書館の1コーナーとして、どの程度ユースセンター機能を担っていくのか、また近隣施設との連携など、現時点で具体化しているものはありませんが、今後検討を進める中で調整していきたいと考えています。

③「現在の中央図書館の跡地利用について、検討状況をお教えてください。例えば、『分室』のような形で、図書館機能を継続させる等のプランはありますか。」のご質問について回答いたします。

移転整備計画の策定にあたって、現在のところ現地に図書館機能を残すことは考えておりません。跡地活用については、効果的な活用策をこれから検討していきます。検討には一定の時間を要するため、2030年（令和12年）に中央図書館が移転するまでの時間を十分に活用して今後取組みを進めていきます。

④「基本計画のコンセプト「LIBRARY for ACTION」にあるメッセージですが、特に出だしの部分で高邁に過ぎ、「新図書館は敷居が高い」と受け取られてしまうのではないかという危惧を持ちました。公共図書館を、市民が身近に親しめる「第三の場所（Third Places）」として位置づけ、展開していくという方向性を視野に入れ、検討すべきかと考えます。」のご質問について回答いたします。

・「新図書館は敷居が高い」と受け取られてしまうのではないかという危惧については、図書館は最も敷居の低い公共施設であることを前提に、この計画を検討してまいりました。新しい中央図書館のコンセプト「LIBRARY for ACTION」には、駅に直結した利便性を活かし、本を通じて新しい好奇心やモチベーションを育み、次の一步を踏み出してもらえる、新しい行動を促す図書館を目指したいとの思いを込めております。

コンセプトについては、計画概要版14頁にあります「市民と共に創る中央図書館」の活動の中で、市民と共に考え具体化していく予定です。

・市民が身近に親しめる「第三の場所」として位置づけ、検討すべきではないかのご意見については、そのように考えており、新しい中央図書館は、従来



の図書館のように、静かに図書を閲覧、学習するだけでなく、多世代の方が気軽に訪れ、居場所や交流の場となる、まさにご指摘いただきました「第三の場所」として整備していく方針です。誰もが気軽に利用できる図書館を目指し、引き続き検討してまいります。

⑤「公共図書館の重要な役割のひとつに、子供たちを図書館や本へ誘い、子供たちを図書館や本に親しむようにする役割があると考えます。その点で、新中央図書館が中高生以上の年代層に特化したサービスを行うことを想定し、一方で子供読書活動推進の役割を除外しているのは、本当に良いのでしょうか。掲げられた「中央館機能の役割分担」は市民に納得感を持って迎えらるものなのでしょうか。」のご質問について回答いたします。

計画概要版6頁の役割分担の説明は、それぞれがここに記載した業務だけを行うという意味ではなく、市立図書館全体のそれぞれの業務の主導的役割を分担するものです。新中央図書館では、中高生以上を対象とした一般向けサービスに、より重点を置きますが、児童サービスも地域の拠点館サービスとして十分に展開してまいります。計画概要の12頁を参照していただくと分かるように、3.5万冊規模の児童開架ゾーンを設け、現中央図書館にはない、周囲に気兼ねなく親子で過ごせる居場所機能も備える計画です。また司書によるきめ細かい児童サービスも維持してまいります。

会長

ありがとうございました。

図書館は、市のブランディングに大きな影響を与えている部分もあるので、そういった意味では大きなチャンスなのではと思います。

では、その他に何かご質問・ご意見はございますか。

副会長

阪神西宮駅前には渋滞がとても多いのですが、新しい図書館ができることで、更に渋滞が増えるのではないのでしょうか。このことについて、何か検討されているのでしょうか。

事務局

小さな道を付け替えて大きな区画に直していくほか、札幌筋から国道2号線へ抜ける道路を整備するとも聞いています。この取組は、我々だけで進めているわけではなく、市のまちづくり担当や、交通政策、都市計画の担当部署と共に取り組んで進めているところです。

委員

この基本計画について、この審議会での意見に対して回答後、この内容は他のパブリックコメントと一緒に市民に公開されたり、活用されたりするのでしょうか。

事務局

パブリックコメントは、公に募集しておりますので、提出されたご意見について整理していきますが、その他にも、市議会やこの審議会などでいただいたご意見も考慮し、最終案に反映できるものは反映したいと思います。なお、この審議会でのいただいたご意見は、議事録として公開する予定です。

委員 最終案を検討していくうえで、参考にしていただくようなご意見を委員として出していくという認識で理解いたしました。

委員 バリアフリーや、インクルーシブな環境については問われると思います。障害児、又は知的障害の方とガイドヘルパー、又は認知症の方が誰かと一緒にいることが、その場の空間を親和的なものにしていくことになります。その方たちがいることでみんなの居心地がよくなるといった観点で考えていくことは必要だと思います。また、点字図書館には福祉の分野で積み上げてきた経過と歴史があり、慎重な協議が必要であると思います。今後、どのようにリンクしていくのがよいのかなど、検討する必要があると思います。

事務局 貴重なご意見をありがとうございます。その2点につきましては、十分に配慮して今後の設計・計画を進めてまいります。

委員 新図書館の「子供に対する役割」の部分について、新たなスペースを設けて十分に力を入れるというご説明で納得いたしました。

先日、安藤忠雄さんが設計した三宮の「こども本の森」に行ってみました。計画中を含め全国に5ヶ所あるということですが、この図書館は子供が本を身近に感じ、本の楽しさに気づくためのゲートウェイのようなものだと思います。このような図書館は全国で何箇所かでもよいのかと思いますが、一方、地域の図書館は、子供たちが本を良いものだと気づいた時に、気軽に行ける受け皿となる役割を担っていくべきだと思います。そのため、地域の図書館は巨大なものではなく、なるべく身近なところに設置され、入りやすいというのが一つの理想だと思います。

委員 新しい図書館は市のイメージをブランディングしたり、市民がシビックプライドをはぐくんでいったりというところで、「西宮市らしさ」として、どの辺りに新しさ・魅力を打ち出していくのが問われてくると思います。新図書館のコンセプトについては、既存の図書館にはないものとして、どのようなイメージをされているのでしょうか。

事務局 計画に新たな取組みとして紹介している事例は、他市でも取組まれているものが多いと感じており、今後、各取組を運用していく中で「西宮らしさ」を導き出していきたいと考えています。1点あげるとすると、「西宮リソースコーナー（仮）」は、いろいろな西宮市の資源を発信するコーナーです。そこでは、市民の様々な疑問や相談に気軽に答えられるようなコーナーとしたいと考えており、必要に応じて、関係機関を紹介するなどの役割を果たしていきたいと考えています。つなぐ機能は図書館が本来的に有している機能でもあり、その点を活かした取組みとしてまいりたいと考えています。

会長 ありがとうございます。今のご意見も、とても大事だと思いました。また、具体的に分解して考えるとよいと思いました。いくつかの観点があると思いますが、

① デザイン性・バリアフリー（例えば、印象に残る建物は、プライドや誇り

になるなど)

- ② アイデア・コンテンツ・ソフト（例えば、湯川博士のものや、中のハードが面白いなど）
- ③ 使い方の新しさ・おもしろさ（例えば、防音の部屋があり、ここでは騒いでもよいなど面白い取組みがあるなど）
- ④ 環境に配慮（例えば、再生可能エネルギーを利用しているなど）

といったように、具体的に解像度を上げて、どのようにして新しさを見出していか、どのようにして「西宮市らしさ」をブランディングしていこうかを考えていくとよいと思います。

会長                   では次に、報告事項第1号「令和6年度生涯学習関係施策」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局               今年度の各課の主な事業や取組みについては、7頁から13頁の「資料6」にまとめておりますので、ご参照ください。本日、各事業のご説明は省略とさせていただきます。

こちらにつきましても、事前にご質問やご意見を頂戴しております。

「追加配布資料1」に沿って、事務局より順にご説明いたします。

では、「放課後キッズルーム事業」について、地域学校協働課 放課後事業担当課長よりお願いします。

事務局               『放課後キッズルーム』と『育成センター』に関して、国の施策の上では両事業を「連携して」進めるとされていますが、現場レベルにおいて浸透していない状況であり、本市の状況や今後の方針を教えてください。」とのご質問について回答いたします。

国の施策として両事業を連携して進めようとしているという部分に関して、恐らくこれは「新放課後子ども総合プラン」などのことを仰っているのではないかと思います。

国でいう「放課後児童クラブ」のことを、本市では「育成センター」と呼んでおり、一般に学童のことです。「放課後子供教室」は、本市では「放課後キッズルーム事業」あるいは「放課後キッズ」と呼んでいますが、この二つの事業を一体的に、あるいは連携して実施することがうたわれております。

プランの背景には小1の壁があり、この壁を打破するため、就労家庭の児童かどうかを問わず、全ての児童が「放課後子供教室」に参加できるよう推進しています。本市では、全ての学年の児童が「放課後キッズ」に参加できるので、国の意向に沿ったものになっていると思います。

一方で、「連携」という意味をどのように解釈するかにもよりますが、例えば運動場で「育成センター」の子と「放課後キッズ」の子が、終始一緒にドッジボールをしたりサッカーをしたりというところまではできておらず、この点は、事業形態の違いがあり難しいと思っています。「放課後キッズ」はいつ来ても良いですし、好きな時間に来て好きな時間に帰ります。一方、「育成センター」は、保育であるため出欠の管理も必要ですし、何時までは宿題の時間、何時からは外遊び、何時になったらおやつという風にプログラムが決まっていま

す。そのため、両事業の子供たちが終始一緒に過ごすというのは難しいと思います。

しかし、学校にもよるのですが、避難訓練を一緒にやったり、ハロウィンなどのイベントに両事業の子供たちが一緒に参加したりしているという話は聞いております。

「放課後キッズ」は教育委員会、「育成センター」はこども支援局が所管であり、局が分かれてはいますが、常に情報共有したり協議したりしています。引き続き両局で話し合い、連携を深めることができるよう進めてまいります。

事務局 次に、「大学交流センター」について地域学習推進課長よりお願いします。

事務局 「共通単位講座の実施は、大学生が地域の課題にふれ、活動する経験の提供と共に、地域や団体の活性化が図れる可能性があり、コーディネートする人やつなぎ役の有無により、質や学習の場としての機能、地域への学生の力の還元度合が変わってきます。このことに関して、市の考えや工夫していることがあれば教えていただきたい。」のご質問につきまして、回答いたします。

これまでは、大学交流協議会において事業を実施することにより、様々な交流が図られるよう取組んできましたが、今後は、これまでの学生・大学・商工会議所、本市の枠組みに加え、市民活動団体や地域活動とも広く連携・交流が図られるよう、つないでいくことを主要な取組みとして、事業や体制を整理したいと考えております。

コーディネート機能につきましては、現在は各大学、本市の各部局などから相談が寄せられた場合、主に当課の職員が関係先の紹介や連絡調整を行っています。調整の際は、双方の目的や希望を丁寧に聞き出し、共有し、話し合いながら進めることが、連携事業等を充実させるポイントであると考えており、情報の持ち方に工夫がいることやつなぎ役の大切さ、一定の時間や手間がかかることを承知しております。

これらを踏まえ、どのような事業や体制にするかにつきましては、現在検討を進めているところですが、今後、市民活動・各地域へと活動のフィールドが広がることを想定しておりますので、これらに対応できる各主体のコーディネートを担う人や組織の配置・整備が必要であると考えております。

事務局 最後に「ボランティア育成事業」について、担当する部署が複数ございますので、生涯学習企画課より回答いたします。

「ボランティア講座について、担当課が直接実施しているか、委託実施しているか」のご質問につきまして回答いたします。テーマに応じて異なりますが、主なものとしましては、点訳講座、要約筆記啓発講座、手話奉仕員養成講座などは、委託契約をしております。その他に、託児ボランティア、保育サポーター養成講座、社会福祉協議会の講座につきましては直営で実施しております。詳細につきましては、議事録等と併せてご提示いたします。

会長 ありがとうございます。

その他の内容について、何かご質問はございますか。

委員 (なし)

会長 では次に、報告事項第2号「令和6年度兵庫県社会教育委員協議会 総会・研修会」について、事務局よりお願いします。

事務局 6月4日に、兵庫県民会館において、「令和6年度兵庫県社会教育委員協議会 総会・研修会」があり、事務局が出席いたしました。資料につきましては、「追加配布資料2」をご参照ください。

会長 ありがとうございます。  
では、最後に事務局より、連絡事項などについてお願いします。

事務局 次回の会議は、8月22日(木)に開催いたします。本日と同様にオンラインも併用した会議・研修会の予定です。  
報告事項等を行いました後、生涯学習審議会の委員及び市職員を対象とした研修会を開催いたします。

15頁の「資料8」をご覧ください。「『学ぶ』と『学び直す』の考え方 ～リカレント教育を考えるための補助線～」と題して、生涯学習審議会の服部会長に講師をお願いしております。「学ぶ」と「学び直すこと」などの意味の違いなど、生涯学習の視点からお話いただきます。服部会長におかれましては、お話しになりますどうぞよろしくお願いいたします。

また、今年度の生涯学習審議会の日程として14頁「資料7」をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

1つ目の点線の枠内の日程が会議開催予定日です。本日6月6日に加えて、8月22日、11月7日、2月6日の4回の開催を予定しております。

2つ目の「阪神南地区社会教育委員協議会」、3つ目の「兵庫県社会教育委員協議会」主催の研究大会、近畿地区の研究大会等も予定されております。日が近づいてまいりましたら、委員の皆様へご案内いたしますので、ご希望がございましたら、是非ご参加ください。

会長 ありがとうございます。全体を通して、ご質問はございますか。

なければ、全ての記事が終了いたしましたので、以上をもちまして、令和6年度第1回生涯学習審議会を終了いたします。

(終 了)